

人材育成推進担当

## 議案第121号

### 港区職員の給与に関する条例の一部改正について

#### 1 給料表

公民較差（△2,235円、△0.58%）を解消するため、行政職給料表（一）、医療職給料表（二）、医療職給料表（三）の給料月額を引き下げます。また、業務職給料表の給料月額についても行政職給料表（一）と同率程度引き下げます。

#### 2 期末手当・勤勉手当

年間の支給月数を0.15月引き上げ、4.65月とします。

支給月数の引上げ分については、民間の考課査定分の配分状況等を考慮し、勤勉手当に割り振ります（別紙1参照）。

《現行》

期末手当	勤勉手当	合計
2.6月	1.9月	4.5月



《改正案》

期末手当	勤勉手当	合計
2.6月	2.05月	4.65月

#### 3 施行日

給料表 令和2年1月1日（令和2年1月分給与から適用）

勤勉手当 公布の日（令和元年12月支給の勤勉手当から適用）

## 勤勉手当の改正内容について

## 【再任用職員以外】

現 行					改正案（R元. 1 2月支給）					改正案（R 2. 6月支給～）				
(管理職員以外)					(管理職員以外)					(管理職員以外)				
	6月	12月	3月	合計		6月	12月	3月	合計		6月	12月	3月	合計
期末	1.15	1.20	0.25	2.60	期末	1.15	1.20	0.25	2.60	期末	1.15	1.20	0.25	2.60
勤勉	0.95	<u>0.95</u>	—	<u>1.90</u>	勤勉	0.95	<u>1.10</u>	—	<u>2.05</u>	勤勉	<u>1.025</u>	<u>1.025</u>	—	2.05
合計	2.10	<u>2.15</u>	0.25	<u>4.50</u>	合計	2.10	<u>2.30</u>	0.25	<u>4.65</u>	合計	<u>2.175</u>	<u>2.225</u>	0.25	4.65
(管理職員)					(管理職員)					(管理職員)				
	6月	12月	3月	合計		6月	12月	3月	合計		6月	12月	3月	合計
期末	0.95	1.00	0.25	2.20	期末	0.95	1.00	0.25	2.20	期末	0.95	1.00	0.25	2.20
勤勉	1.15	<u>1.15</u>	—	<u>2.30</u>	勤勉	1.15	<u>1.30</u>	—	<u>2.45</u>	勤勉	<u>1.225</u>	<u>1.225</u>	—	2.45
合計	2.10	<u>2.15</u>	0.25	<u>4.50</u>	合計	2.10	<u>2.30</u>	0.25	<u>4.65</u>	合計	<u>2.175</u>	<u>2.225</u>	0.25	4.65

## 【再任用職員】

現 行					改正案（R元. 1 2月支給）					改正案（R 2. 6月支給～）				
(管理職員以外)					(管理職員以外)					(管理職員以外)				
	6月	12月	3月	合計		6月	12月	3月	合計		6月	12月	3月	合計
期末	0.65	0.70	0.10	1.45	期末	0.65	0.70	0.10	1.45	期末	0.65	0.70	0.10	1.45
勤勉	0.45	<u>0.45</u>	—	<u>0.90</u>	勤勉	0.45	<u>0.55</u>	—	<u>1.00</u>	勤勉	<u>0.50</u>	<u>0.50</u>	—	1.00
合計	1.10	<u>1.15</u>	0.10	<u>2.35</u>	合計	1.10	<u>1.25</u>	0.10	<u>2.45</u>	合計	<u>1.15</u>	<u>1.20</u>	0.10	2.45
(管理職員)					(管理職員)					(管理職員)				
	6月	12月	3月	合計		6月	12月	3月	合計		6月	12月	3月	合計
期末	0.55	0.60	0.10	1.25	期末	0.55	0.60	0.10	1.25	期末	0.55	0.60	0.10	1.25
勤勉	0.55	<u>0.55</u>	—	<u>1.10</u>	勤勉	0.55	<u>0.65</u>	—	<u>1.20</u>	勤勉	<u>0.60</u>	<u>0.60</u>	—	1.20
合計	1.10	<u>1.15</u>	0.10	<u>2.35</u>	合計	1.10	<u>1.25</u>	0.10	<u>2.45</u>	合計	<u>1.15</u>	<u>1.20</u>	0.10	2.45

## モデルケースによる試算(給与改定による比較)

## 【行政職給料表(一)】

単位(円)

係員	22歳(1級29号給) 扶養対象:なし	給与月額			年間給与		
		現行	改定後	差額	現行	改定後	差額
		247,440	247,440	0	3,961,260	3,994,326	33,066

係員	30歳(1級53号給) 扶養対象:なし	給与月額			年間給与		
		現行	改定後	差額	現行	改定後	差額
		286,280	284,720	-1,560	4,644,420	4,658,748	14,328

主任	42歳(2級65号給) 扶養対象:配偶者 子1人	給与月額			年間給与		
		現行	改定後	差額	現行	改定後	差額
		399,240	396,720	-2,520	6,639,038	6,656,539	17,501

係長	48歳(3級72号給) 扶養対象:配偶者 子2人	給与月額			年間給与		
		現行	改定後	差額	現行	改定後	差額
		477,600	474,720	-2,880	7,987,247	8,010,929	23,682

課長	50歳(5級68号給) 扶養対象:配偶者 子2人	給与月額			年間給与		
		現行	改定後	差額	現行	改定後	差額
		660,120	657,120	-3,000	10,971,512	11,017,283	45,771

## (試算条件)

- 給与月額には、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当(課長のみ)を含みます。
- 住居手当について、係員(22歳)は月額27,000円、係員(30歳)は月額17,600円とし、それ以外の区分では支給無しとして試算しています。